

令和5年度行政組織の見直し

都城市第4次行財政改革大綱の基本理念である『創造的な自治体経営』を推進するため、政策志向の組織機構再編等により、組織の最適化を実現します。

【組織の見直し】

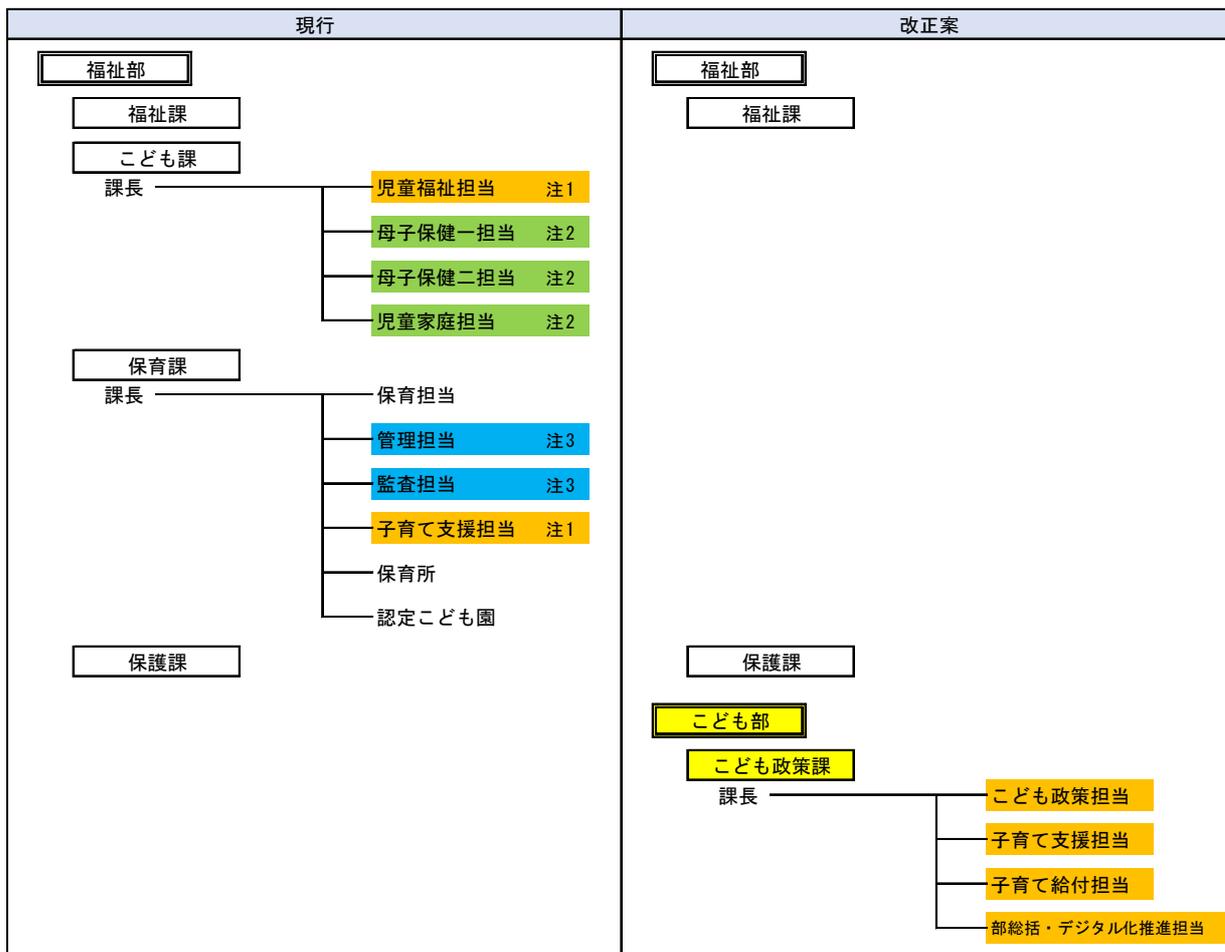
（1）こども部を新設

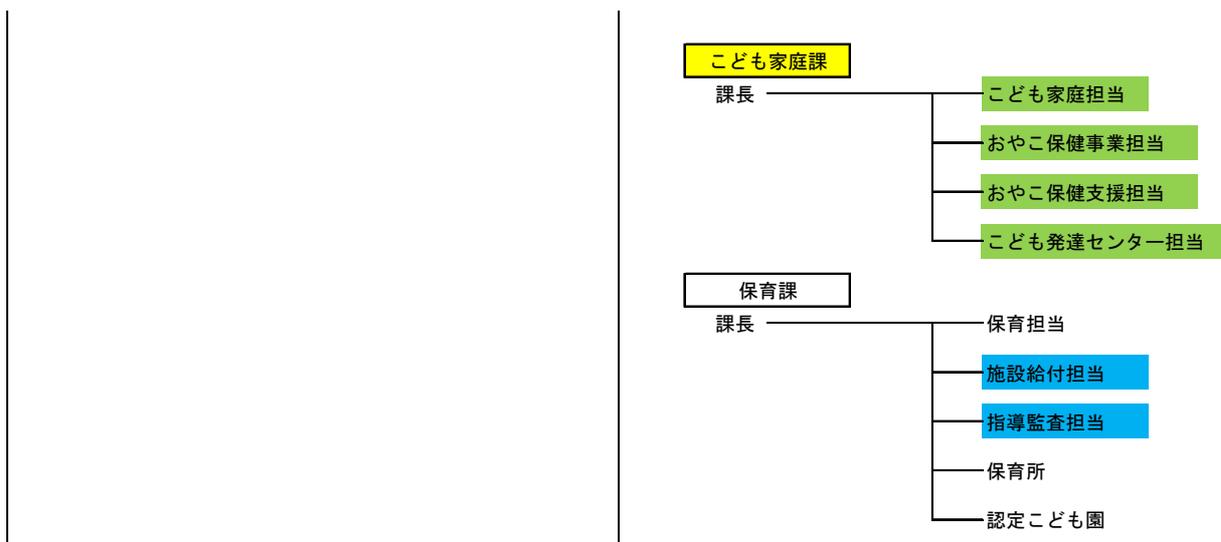
子どもと家庭に対する施策を総合的に推進するため、福祉部から関係する業務を分離し、「こども部」を新設します。部内組織は、こども課と保育課を再編し、「こども政策課」、「こども家庭課」、「保育課」の3課を配置します。

こども政策課は、こども政策に関わる計画策定、少子化・貧困対策、児童手当等の給付・助成、子育て支援など、こども施策の企画立案・推進を担います。

こども家庭課は、児童福祉と母子保健の相談支援に特化し、双方が一体となって切れ目ない支援につなげる、こども家庭センター機能を担います。

保育課は、保育の認定や入所の決定、子どものための教育・保育給付、法人立教育・保育施設への支援・指導など、乳幼児期における保育の提供を担います。





注1：「児童福祉担当」及び「子育て支援担当」は、見直し後、こども政策課において、計画策定・企画立案業務を担う「こども政策担当」、子育て支援に特化する「子育て支援担当」、児童手当や医療費助成等の給付事業に特化する「子育て給付担当」及び部内調整や各担当業務をサポートする「こども部総括・デジタル化推進担当」へ分割・再編します。

注2：「児童家庭担当」をこども家庭課の「こども家庭担当」に名称変更して配置します。また、「母子保健一担当」「母子保健二担当」は、母子保健事業の充実・推進を担う「おやこ保健事業担当」、妊産婦・乳幼児期の支援を必要とする親子を対象とした保健事業に特化し支援の拡充を担う「おやこ保健支援担当」及びこども発達センターきらきらの管理運営に専任する「こども発達センター担当」に分割・再編します。

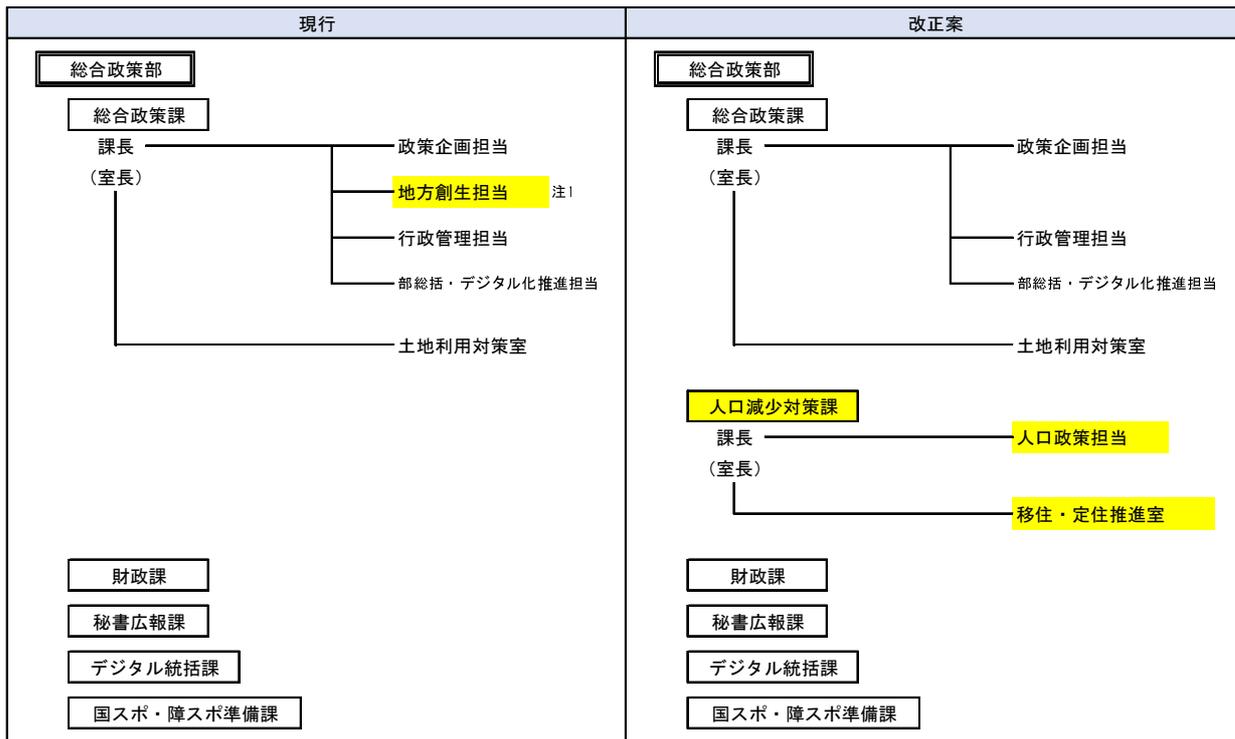
注3：保育課の「管理担当」は、施設等利用給付や補助金交付などの事務の実態に合わせて「施設給付担当」に、教育・保育施設への指導監査を担う「監査担当」は「指導監査担当」に、それぞれ名称変更します。

（2）総合政策部に「人口減少対策課」を新設し、課内に「移住・定住推進室」を設置

人口減少対策を総合的かつ一体的に進めるため、多岐にわたる全庁の取組を統括する「人口減少対策課」を新設するとともに、移住・定住促進の取組をさらに強化するため、課内に「移住・定住推進室」を設置します。

人口減少対策課は、人口減少に関する調査・分析、多岐にわたる施策の検証等を踏まえた効果的な施策を企画立案するほか、全庁的に各部局を統括・連携させて各種施策を強力に推進する役割を担います。

また、移住・定住推進室に、建築対策課から空き家相談事務を移管し、移住・定住の推進と空き家バンク機能を連携させて、一体的に「社会増」の推進に取り組みます。

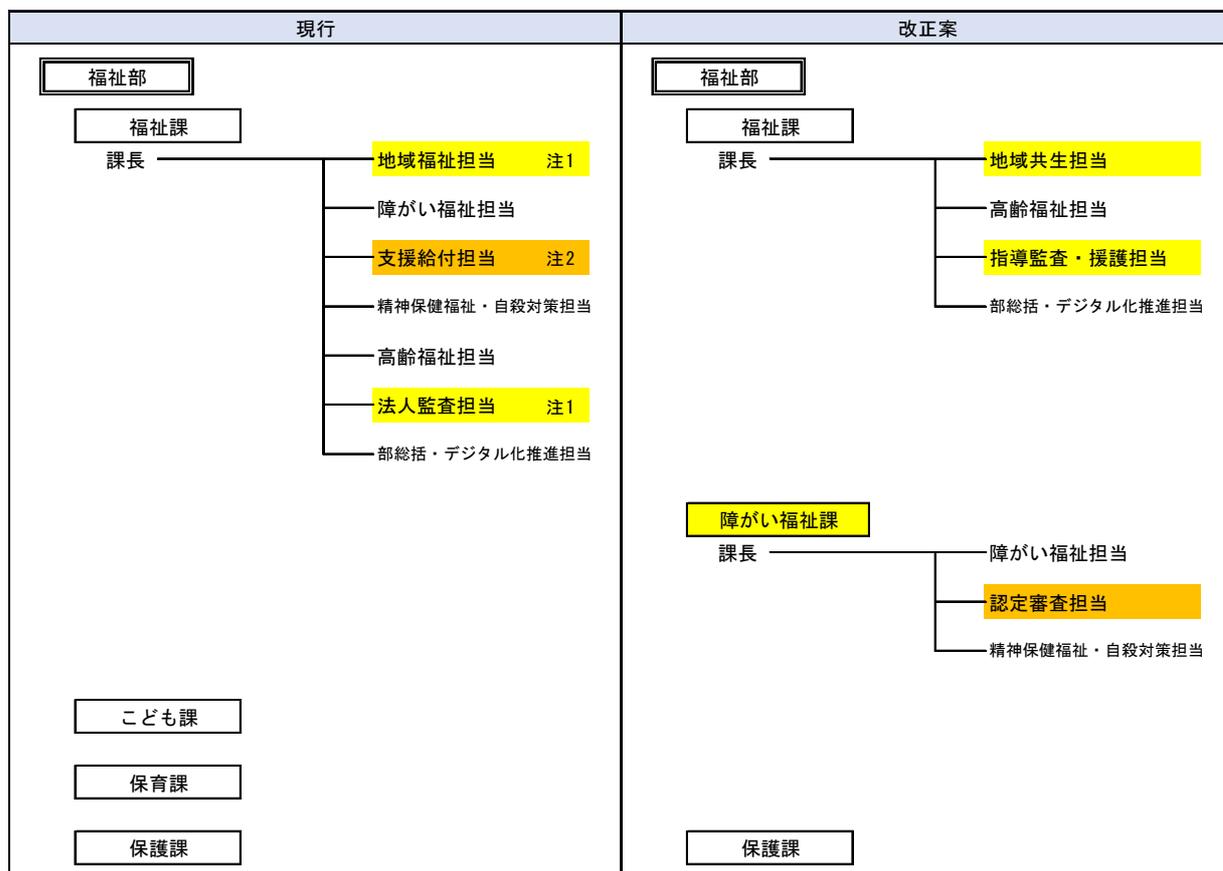


注1：地方創生担当は、見直し後、人口減少対策に関する事務を人口減少対策課へ分割・再編する一方、残る「地域公共交通に関する事務」等を総合政策課の政策企画担当へ再編します。

（3）福祉部に「障がい福祉課」を新設

業務の範囲が広い「福祉課」から障がい福祉分野を分離して「障がい福祉課」を新設します。

また、社会的支援が必要な更生保護を支える保護司会事務を総務課から福祉課に移管し、地域福祉計画（再犯防止計画）の推進窓口を一元化するとともに、高齢者の権利擁護（成年後見・虐待）及び高齢者支援事務を介護保険課から福祉課に移管し、高齢福祉に関する相談・支援体制を一元化します。

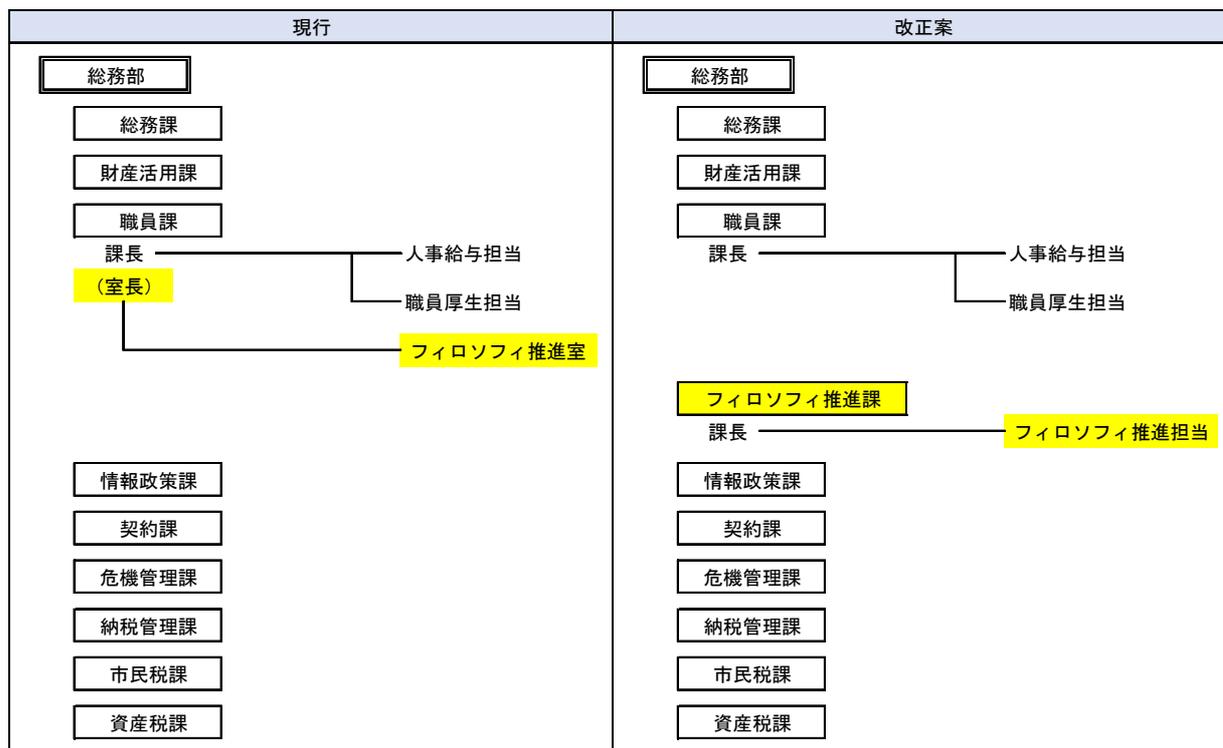


注1：総務課及び介護保険課からの事務の移管に伴い、「地域福祉担当」と「法人監査担当」の分掌事務を見直し、それぞれ「地域共生担当」及び「指導監査・援護担当」に変更します。

注2：「支援給付担当」は、業務の主体が障がい福祉サービスの認定・審査であるため、実態に合わせて「認定審査担当」に変更します。

（４）「フィロソフィ推進室」を「フィロソフィ推進課」に昇格

都城フィロソフィを普遍的に推進するため、職員課内の「フィロソフィ推進室」を「フィロソフィ推進課」に昇格させ、人員増とともに体制強化を図ります。



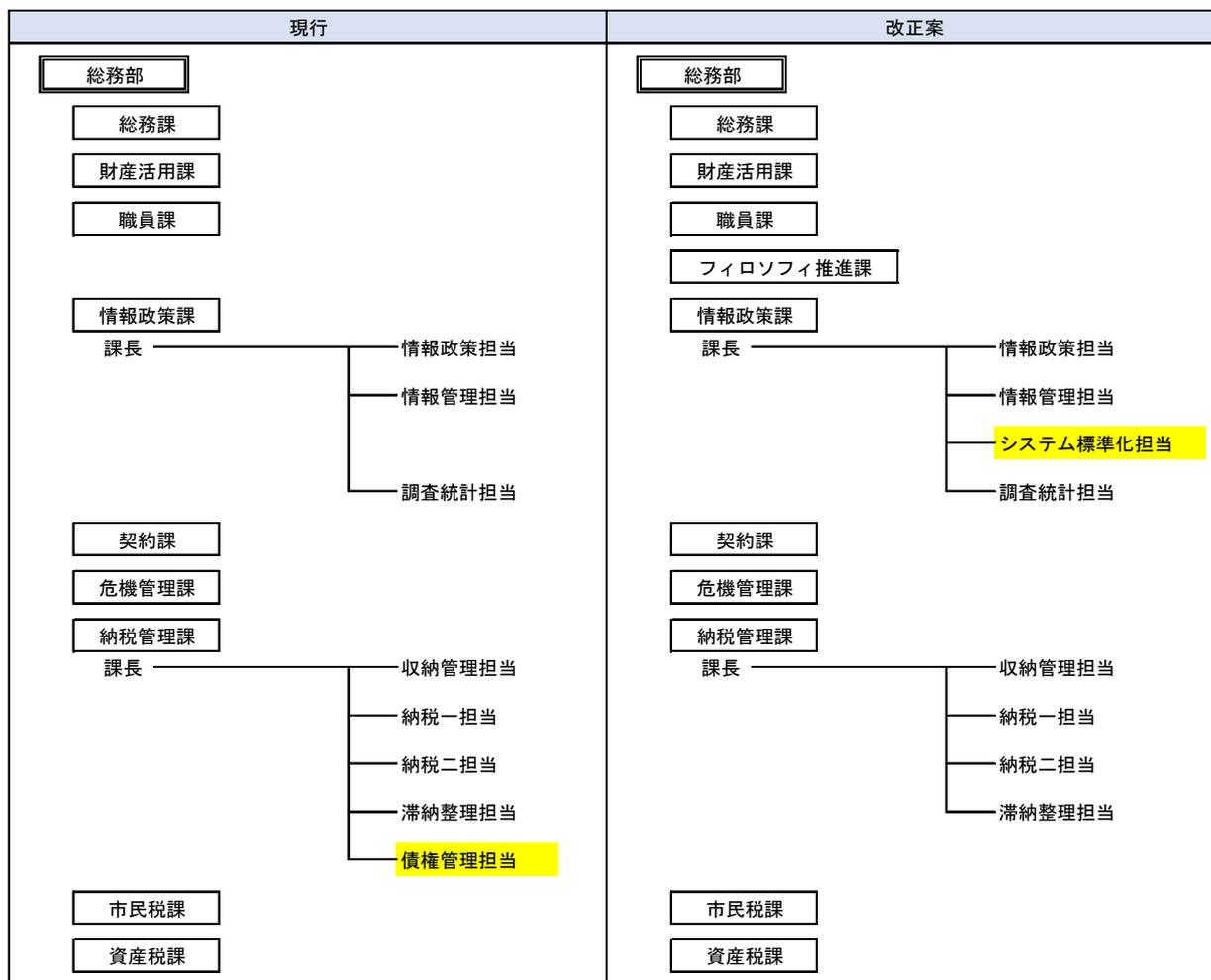
（5）担当の再編

① 情報政策課に「システム標準化担当」を新設

基幹システム標準化への対応力を強化するため、情報管理担当からシステム標準化事務を分離し、「システム標準化担当」を新設します。

② 納税管理課の債権管理担当を滞納整理担当に統合

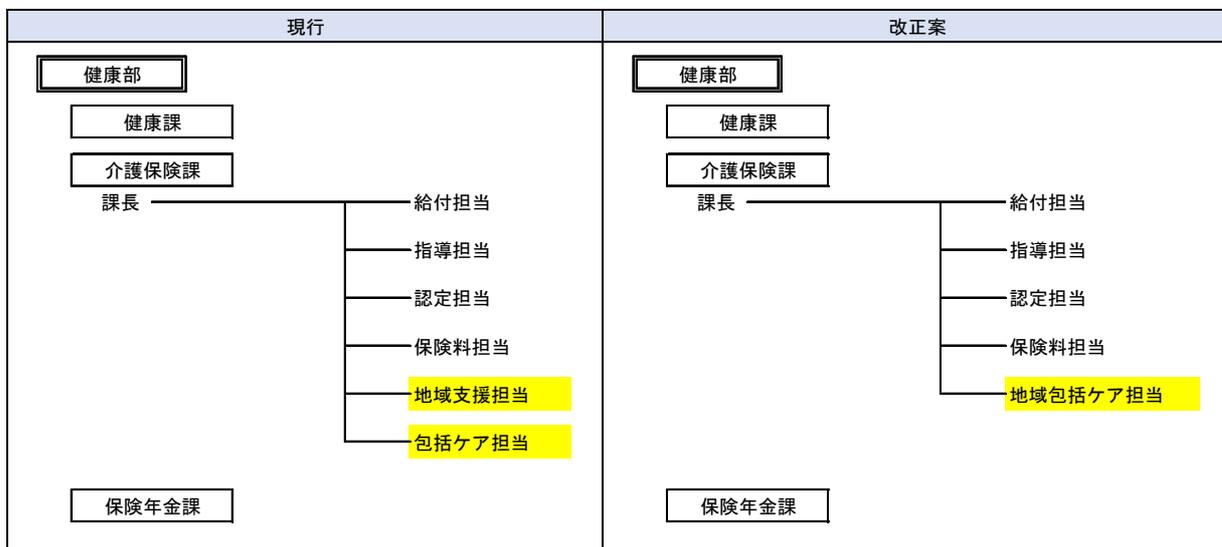
債権管理の制度浸透を踏まえ、事務の効率化を図るため、執行体制を見直し、債権管理担当を滞納整理担当に統合します。



③ 介護保険課の地域支援担当と包括ケア担当を統合し、「地域包括ケア担当」を設置

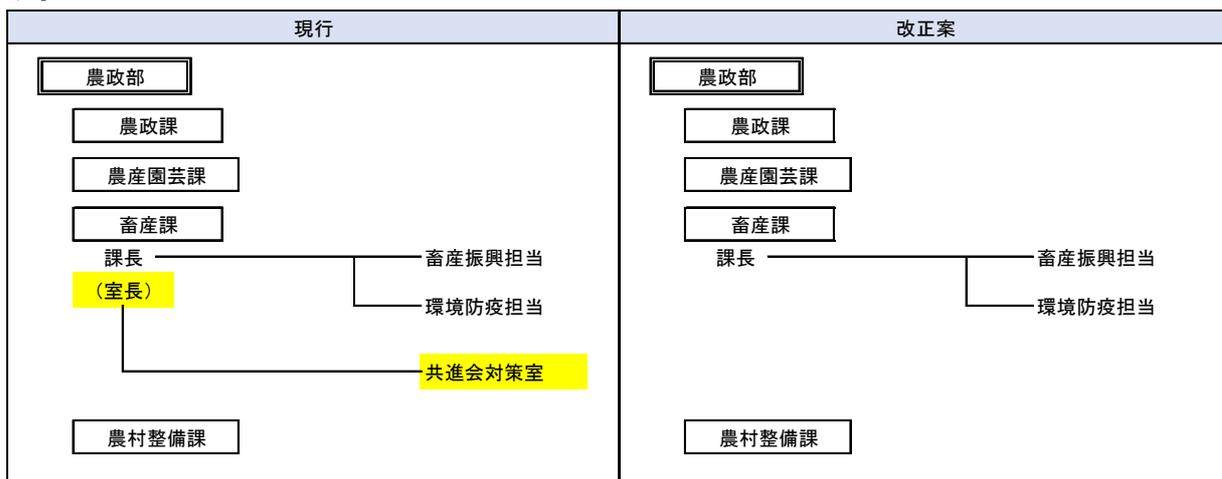
高齢者の権利擁護（成年後見・虐待）及び高齢者支援事務を福祉課へ移管することに伴い、地域支援担当と包括ケア担当を統合して「地域包括ケア担当」を設置し、事務の効率化を図ります。

※ 高齢者支援事務：家庭内事故等通報事業、食の自立支援事業、寝具類等洗濯乾燥消毒サービス事業、高齢者生活安全に関する事務等



④ 畜産課内の共進会对策室を畜産振興担当に統合

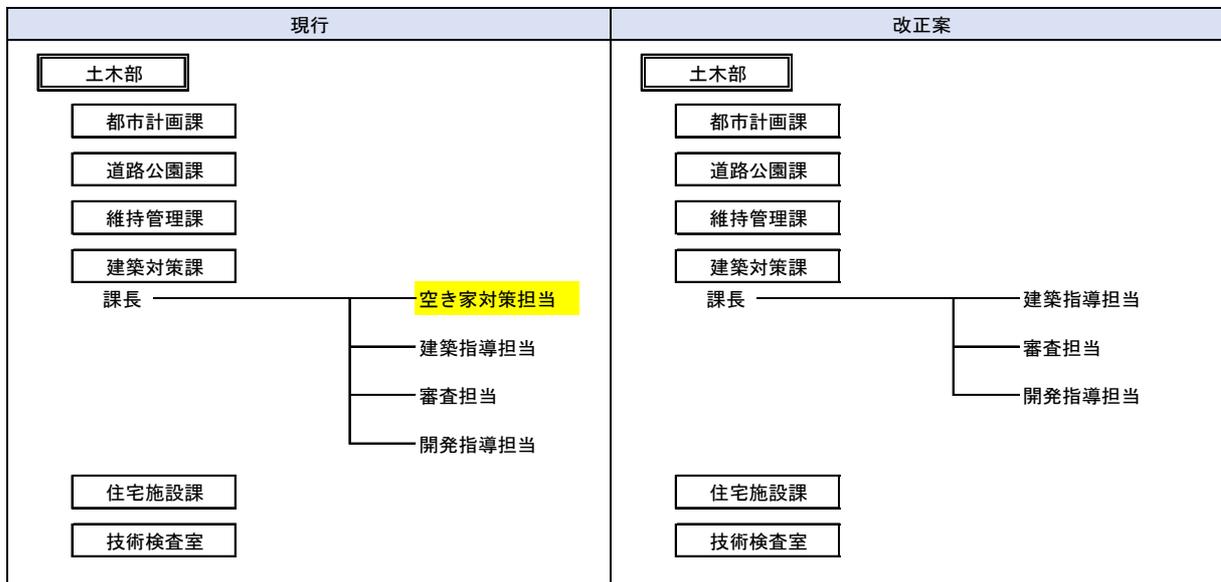
共進会对策室は、令和4年度に開催された第12回全国和牛能力共進会鹿児島大会を区切りに、事務の効率化を図るため、執行体制を見直し、畜産振興担当に統合します。



⑤ 建築対策課の空き家対策担当を建築指導担当に統合

空き家対策担当の分掌事務のうち、空き家相談事務を人口減少対策課へ移管することに伴い、事務の効率化を図るため、空き家対策担当を建築指導担当に統合します。

建築対策課は、空き家相談窓口を担う人口減少対策課と連携し、管理不全となった空き家の調査、助言・指導等に対応します。



（6）事務移管による事務体制の見直し

① 空き家相談事務を人口減少対策課へ移管（再掲）

移住・定住の推進と一体的に「社会増」を推進するため、空き家相談事務を建築対策課から人口減少対策課に移管します。

② 総合支所管内の合併処理浄化槽事務を環境政策課へ移管

総合支所管内の合併処理浄化槽事務を一元化するため、各総合支所から環境政策課に移管します。

③ 保護司会事務を福祉課へ移管（再掲）

地域福祉計画（再犯防止計画）の推進窓口を一元化するため、保護司会事務を総務課から福祉課に移管します。

④ 高齢者の権利擁護（成年後見・虐待）及び高齢者支援事務を福祉課へ移管（再掲）

高齢福祉に関する相談・支援体制を一元化するため、高齢者の権利擁護（成年後見・虐待）及び高齢者支援事務を介護保険課から福祉課に移管します。

（7）その他の事項

① 長期派遣研修の追加

道路行政等の見識を深めるとともに、国との連携強化を図るため、長期派遣研修先として「国土交通省道路局」を追加し、1名を派遣します。（総務部職員課付け）

② 社会福祉協議会から研修職員の受入れ

職員研修制度を活用し、社会福祉協議会から職員1名を受け入れます。（福祉部福祉課配置）

【問い合わせ】 総合政策課 電話 23-7161